

地方財政審議会 次第

(岡山県美作市法定外目的税「事業用発電パネル税」の新設関係)

日時：令和8年2月13日(金) 14時00分～15時00分

場所：合同庁舎2号館低層棟101会議室

議題1 美作市からの意見聴取 14時00分から30分程度

議題2 特定納税義務者からの意見聴取 14時30分から30分程度

《配付資料》

- 1 次第
- 2 出席者名簿
- 3 美作市・特定納税義務者への質問事項
- 4 (参考) 法定外税の仕組み・美作市事業用発電パネル税

地方財政審議会ヒアリング（令和8年2月13日）出席者名簿

対象団体	所属	氏名
美作市 ※オンライン	市長	萩原 誠司
	市民生活部長	梅澤 清子
	おかやま丸の内法律事務所 弁護士	小寺 立名
パシフィコ・エナジー <small>さくとう</small> 作東合同会社	パシフィコ・エナジー株式会社 ソーラーアセット・マネージャー	垣本 勇希
	パシフィコ・エナジー株式会社 ソーラーアセット・マネジメント部門長	小菅 怜奈
	西村あさひ法律事務所 弁護士	伊藤 剛志
パシフィコ・エナジー <small>みまさかむさし</small> 美作武蔵合同会社	SKOS 株式会社 常務取締役	小井戸 亮文
	株式会社日本エネライズ 事業開発部 課長	椎野 泰成
<small>あいだひかり</small> 英田光メガソーラー 発電合同会社		

ヒアリングにおける質問事項

- ① 市は、1社とは11回、もう1社とは14回にわたり協議を行ったと主張しているが、事業者からは、美作市への事実関係の説明や近隣住民の方への説明の打診等だけにとどまっており、到底「協議」と呼びうるようなことは行われていないとの主張がある。
市として、それぞれ、協議回数・頻度・延べ時間についてどのように認識しているか。
また、それらを勘案して、両者の間で十分な議論が尽くされたと認識しているのかどうか伺う。
- ② 事業者からは、近隣住民の不安に言及する市に対し、本税導入の必要性を裏付ける根拠等について説明を求めているものの、合理的な回答が得られていないとの指摘がある。市として、どのような回答を行ったか。
- ③ 市として、事業者が行った近隣住民の不安払拭に向けて行った取組について十分でないと判断する理由は何か。
- ④ 特定納税義務者からは、美作市に対し、税ではなく寄附金ではどうかという提案があったとのことであるが、これに対し、市側は、寄附金で財政需要額が確保できるのであれば問題ないとして、寄附金額をパネル税から全額税額控除する条例改正案を一度は提示したものの、その後、税制度として構築することが難しいと自らその案を取り下げたとのことである。
市は、税ではなく寄附金による解決ができなかった理由について、どのように考えているのか伺う。
- ⑤ 協議開始から4年以上経過しているところだが、市が必要とする財政需要はどの程度変化しているか。また、これまでの間、その財政需要に対しどのように手当しているか伺う。
- ⑥ 本日の両者の意見を踏まえても、これ以上の歩み寄りの余地は残されていないと考えているか。また、美作市として、協議を終結するとの従前の意思に変更はないか。

ヒアリングにおける質問事項

- ① 市は、1社とは11回、もう1社とは14回にわたり協議を行ったと主張しているが、事業者からは、美作市への事実関係のご説明や近隣住民の方へのご説明の打診等だけにとどまっており、到底「協議」と呼びうるようなことは行われていないとの主張がある。
事業者として、それぞれ、協議回数・頻度・延べ時間についてどのように認識しているか。
また、それらを勘案して、両者の間で十分な議論が尽くされたと認識しているのかどうか伺う。
- ② 事業者からは、近隣住民の不安に言及する市に対し、本税導入の必要性を裏付ける根拠等について説明を求めているものの、合理的な回答が得られていないと指摘している。事業者としてはどういった点が合理的ではないと捉えているのか。
- ③ 事業者として、近隣住民の不安払拭に向けてどのような取組を行ったのか。
- ④ 本日の両者の意見を踏まえて、これ以上の歩み寄りの余地は残されていないと考えているか。
- ⑤ 仮に本税について同意された場合、事業者としては、どのように対応されるか。

(参考)法定外税の仕組み

- 地方団体は、地方税法で定められている税目（法定税）以外に、地方団体の条例により税目を新設でき、これを法定外税という。法定外税には、法定外普通税と法定外目的税の2種類がある。

■地方税法(抄)

(道府県が課することができる税目)

※市町村が課することができる税目は第5条に規定。

第四条 道府県税は、普通税及び目的税とする。

2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。(略)

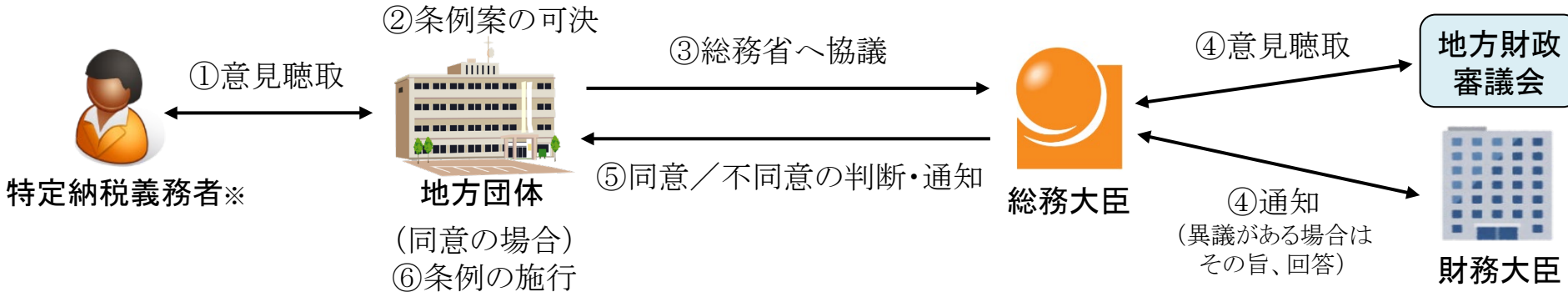
3 道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

4～5 略

6 道府県は、前二項に規定するものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

- 法定外税を新設・変更する場合は、総務大臣の同意が必要。

<法定外税を新設・変更する場合の協議・同意等の流れ>



※法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者

総務大臣の同意

総務大臣は、次のいずれかに該当すると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- (3) (1)及び(2)のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

事業用発電パネル税の概要

税名・税目	事業用発電パネル税（法定外目的税）
課税客体	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業
税収の用途	防災対策、自然環境対策、生活環境対策
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積
納税義務者	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電事業を行う者
税率	1㎡あたり50円
非課税事項等	<ol style="list-style-type: none">1 建築物の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置した太陽光発電設備による発電事業2 発電認定容量が10kw未満の太陽光発電設備による発電事業3 発電認定容量が50kw未満の太陽光発電設備による発電事業で、その事業区域に砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のいずれも含まないもの4 太陽光発電事業者が地域住民等に対し、円滑な関係を維持するため、寄附金を支出した場合には、税額の20%を上限として、その寄附金相当額を税額控除する。
徴収方法	普通徴収
課税期間等	5年間 本税施行後5年ごとに、必要がある場合は、条例に検討を加え所要の措置を講ずる。

地方財政審議会議事録

1 日 時 令和8年2月13日(金) 14:00～15:00

2 場 所 総務省低層棟101会議室

3 出席者

(委員) 小西 砂千夫(会長) 古谷 ひろみ 西野 範彦
内田 明憲 星野 菜穂子

(その他) (1) 美作市からの意見聴取

美作市

市長

萩原 誠司

市民生活部長

梅澤 清子

おかやま丸の内法律事務所

弁護士

小寺 立名

(2) 特定納税義務者からの意見聴取

パシフィコ・エナジー株式会社

ソーラーアセット・マネジメント部門長

小菅 怜奈

ソーラーアセット・マネージャー

垣本 勇希

西村あさひ法律事務所

弁護士

伊藤 剛志

SKOS 株式会社

常務取締役

小井戸 亮文

株式会社日本エネライズ

事業開発部 課長

椎野 泰成

4 議 題

岡山県美作市法定外目的税「事業用発電パネル税」の新設について

5 議事録

○ 小西会長

本日は、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。私は、地方財政審議会の会長をしております小西でございます。本日の会の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、令和3年12月21日付けで総務大臣に対し協議の申出がありました美

作市「事業用発電パネル税」につきましては、令和4年6月10日付け総税企第56号総務省自治税務局長通知において、特定納税義務者との間で共通理解が進んでいない事柄等について、協議を再度尽くされるように求めていたところですが、令和7年8月22日付け美作税務第1-30号美作市長通知におきまして、特定納税義務者との協議を終結する旨のご連絡がありました。

一方、令和7年10月3日には、特定納税義務者であるパシフィコ・エナジー美作武蔵合同会社及びパシフィコ・エナジー作東合同会社から、「協議は尽くされたものとは認識しておらず、市に対し真摯に協議の席に着くよう指導してほしい」との要請が、総務省及び地方財政審議会あてに提出されました。

このように、市と事業者との間で認識の相違があることから、両者出席のもとで直接お話を伺いたいという趣旨で、このようなヒアリングの機会を設けさせていただきました。なお、両者の主張を公平に判断する観点から、本意見聴取は報道機関に公開して行い、議事については、後日総務省のホームページで公開いたしますので予めご了承下さい。どうぞよろしくお願いいたします。

撮影はこの時間までとさせていただきます。

(カメラ退席)

○ 小西会長

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

今回のヒアリングにつきましては、まず、美作市様から令和7年8月22日付け美作税務第1-30号美作市長通知について簡潔に説明いただきました後に、パシフィコ・エナジー(株)から令和7年10月3日に総務省及び地方財政審議会あてに提出のありました要請文の内容について簡潔に説明いただきます。

その後、事務局から事前に提示させていただいた質問について、まず美作市様にお聞きした後、特別納税義務者の各社様にお聞きする形でヒアリングを実施したいと思います。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

美作市の市民生活部長の梅澤と言います。本日はよろしくお願いいたします。では、8月22日付の協議終結の文書についてご説明させていただきます。

令和4年6月10日付けの、先ほどご説明がありました、総務省様からの通知で協議尽くすようにという要請を受け、双方で3年にわたり協議を重ねてまいりました。これにつきましては、当時コロナ禍でもありましたので、対面よりもメールや文書での協議が中心にはなっておりますが、各特定納税義務者の方と協議をさせていただきました。協議の中でですが、特定納税義務者の方からは、太陽光発電事業者だけを狙い撃ちした印象である。また、リスクを踏まえて行っている投資開発であるので、成功者だけから税を取るのフェアではないというご意見や、税制度そのものの見解、法定外目的税における同意3要件に対する主張については、双方、市と特定納税義務者の方とはなかなか考えが違いま

して、歩み寄りの余地がなかったような状態でございます。

美作市からは、条例改正の可能性も視野に入れながら協議もしてまいりましたが、結果的には受け入れていただけなかった状態でございます。当方からは、条例改正においては寄附金を現行の 20 パーセントから 100 パーセント控除できる案で条例改正についてご提案を申し入れはしましたが、片方の特定納税義務者の方からは、負担が変わらないのであれば到底承知はできないというようなお話でございました。もう一方の特定納税義務者の方からは、納税義務者となる合同会社での寄附はできないが、運営を委託されている株式会社であれば寄附の話もできるというようなお話がございましたが、内部で協議をいたしましたところ、それを税制度の中に生かしていくということができませんでしたので、こちらの方も条例改正については不調に終わっておりまして、納得はしていただけなかったというところでございます。美作市側からは条例の改正においてご提案できるものも何もなくなっておりまして、特定納税義務者の方からもご提案いただくものもなかったため、協議終結の通知をさせていただいた次第でございます。

○ 小西会長

はい、ありがとうございます。それではですね、パシフィコ・エナジー社様から 10 月 3 日に我々に宛てていただいた通知についてのご趣旨のご説明をよろしく願いいたします。

○ パシフィコ・エナジー株式会社 小菅部門長

はい、ありがとうございます。パシフィコ・エナジーの小菅と申します。よろしく願いいたします。先ほどお話ございました通り、令和 4 年 6 月に、共通理解を図るため協議の話をいただきました。これを受け、私どもは美作市に対し、施設の状況や環境対策の内容について具体的な説明を行い、また税での必要性や因果関係について確認を求めてまいりましたが、実質的な論点整理や事実関係に基づく協議が進展しておらず、共通理解に至る状況にございませんでした。

その中で、昨年 8 月に美作市より協議が尽くされたとの趣旨の書面が送付され、あまりにも唐突感がございましたので、関係機関に事実関係をご確認いただくようお願いさせていただいた次第でございます。

○ 小西会長

はい、ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明を受けまして、我々の方から美作市にご質問をしたいと思っておりますので、それぞれ委員からお願いします。

○ 内田委員

それでは美作市に伺います。美作市は、1 社とは 11 回、もう 1 社とは 14 回にわたり協議を行ったと主張していますが、事業者からは、美作市への事実関係の

説明や近隣住民の方への説明の打診等だけにとどまっており、到底「協議」と呼ぶようなことは行われていないとの主張があります。市として、それぞれの会社との間で、協議回数・頻度・延べ時間についてどのように認識していますか。また、それらを勘案して、両者の間で十分な議論が尽くされたと認識しているかどうか伺います。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

協議回数、頻度、延べ時間についてですが、これから少し細かくはなりますが、どういう協議をしたかをご説明させていただきたいと思います。

まず、事業用発電パネル税条例は、市内に増え続ける太陽光発電に対する市民の不安や生活に及ぼす懸念を払拭し、国が進める再生可能エネルギーの普及を止めるのではなく共生を目指し、令和元年6月議会に初めて上程されてから、議会、委員会等で十分な議論をいただきながら修正を加え、3度目で上程した現条例を令和3年12月に議決いただいただけに、当初の協議においては現行条例のままご理解をいただきたいといたしまして、条例を作るに至った背景や制度の説明を中心に協議をさせていただいておりました。

一方の特定納税義務者、ここではA社とさせていただきますが、A社とは令和4年7月11日に、B社とは令和4年7月26日に初めて協議を行いました。この協議につきましては、各特定納税義務者様と市の方で議事録を確認した上で総務省様へも報告をさせていただきましたので、内容についてはここでは省略をいたしますが、1度目の協議では進展はございませんでした。

これを受けて、当市からは、令和4年8月30日付け文書で、何かご提案があれば示していただきたいという文書をお送りさせていただいております。ここからの協議内容につきましては、特定納税義務者と市の双方で確認した議事録は作成してはおりませんので、特定納税義務者の方にも内容の確認をお願いをしたいと思います。

A社からは、令和4年9月15日付文書で、事業用発電パネル税に対しては違法性が高く、パネル税条例を廃止すべきとされた上で、固定資産税率の変更、あるいは企業版ふるさと納税の寄附制度を使つての対応等のご提案がございました。

当市からは、令和4年10月10日付文書で、固定資産税率を上げて広く市民に負担を求めることにはならない、寄附金は強制力を持つものではないため安定財源にならない旨を回答はいたしました。7月に行いました対面協議中に出ておりましたDSCR（元利償還金カバー率）を維持するためにはパネル税を納めると、繰り上げ返済が必要とされる可能性があることについて言及がございましたので、資料をいただければ、税率の変更や上限の定め等に参考にさせていただきたいとして、資料の提供を依頼しております。

パネル税は、先ほども言いましたが、共生を目指すために創設するものであり、事業が立ち行かなくなることは当然望んでおりません。早い段階で、必要であれば条例改正も視野に入れていかなければと思っております。これについてA

社の方から、令和4年10月24日付の文書で、1平方メートル当たり50円という税率であります。こちらが著しく過重である、寄附金については、必要であれば合意書を作成することも可能であるはず、パネル税の導入の是非の協議前に資料提示はできないというようなお話でございまして、引き続きこちらの代替案での協議を希望されております。

当市からは、令和4年11月11日付文書において、双方、主張に隔たりはありますが、まずは寄附金での対応と過重な負担になる件について協議を提案いたしました。企業版ふるさと納税については、全額控除をパネル税条例に入れる検討もいたしました。企業版ふるさと納税で禁止されている便宜供与の項目に触れる可能性があるためできなかった旨を回答した上で、過重とならないための限度額の設定も一案であるため、改めて資料の提示を求めています。

A社からは、令和4年12月9日付の文書において、負担方法は必ずしも税である必要はないはずであるので、パネル税撤廃を前提としての寄附の代替案であり、撤廃を前提としないならば負担可能額の提示はできないとされ、合わせて、必要であれば市民への説明の機会をいただきたいという提案がございました。

A社の主張される通り、税ではなく寄附金として納めていただいても財政需要事業については実施が可能となることから、当市からは令和5年1月23日付の文書において、代替措置としての寄附金の場合、税と同水準の寄附が可能であるかを確認するため、どの程度の寄附が可能かをお尋ねしております。ただ、公平性の観点からも、他方の特定納税義務者の方も同様の対応を取っていただくことが必要であるとした上で、市民への説明会を制限するようなことはしておりませんので、主体的に実施していただくようお願いをいたしました。

また、この文書のあと、文章だけのやり取りではどうしても固くなってしまうため、メールや電話でもう少し気軽にやり取りをしていきたいということで、電話でご案内をしております。これについてA社からは、令和5年2月10日付メールでございまして、寄附金の想定額について提示がございました。パネル税相当額の20パーセント、年額にして大体200万円程度かと思っております。これを5年間に限りご協力いただけるということで、他の特定納税義務者の意向については承知していないという返答がございました。併せて、今後の意見交換の要望には対応は可能ですという回答をいただいております。

これを受け、市の内部で検討いたしました。2月13日にお電話で、ご提案の寄附内容では到底議会に納得していただけるだけの説明にはならないので、これでは(不十分)ということで回答させていただいております。その後、他方の特定納税義務者の方ですが、市民向け説明会の実施の希望があったため、当市からA社の方にも希望されるのかどうかを確認させていただきました。これを受けて、A社からは、さらに数日後、メールにて、説明会の希望も予定も今のところないという回答をいただいております。

その後、人事異動後の新体制もありましたので、令和5年7月20日には、A社の事務局である会社、2社参加していただいておりますが、そちらを訪問させていただき、A社の主張について改めて確認をさせていただきました。

ご意見としては、業界の代表として、税というものの前例を作りたくないという思いがあり、また、税率を下げたとしても税という形ではダメであるというようなことを言われました。強制力を持った税よりは任意での負担の方が良い。

また、他方の特定納税義務者の方、ここではB社とさせていただきますが、こちらの方が税額の面では多分影響が大きいのであろうから、A社だけではどうにもならないのではないかというような話が会社内、合同会社内でも出ているというお話がありました。当市はこれを受けまして、B社との協議を主体といたしまして、もし合意ができれば、その事項について改めてA社と協議をする方針といたしました。

先述の寄附金の控除額の上限について、現行20パーセントにしておりますが、100パーセントにする条例改正案について、令和6年5月14日に再びA社の合同会社関係者の方9名とWEB会議、協議を行っておりますが、こちらについては不調に終わっております。

一方、B社の方でございますが、当市からの何かご提案があれば示していただきたいとしておりました。令和4年8月30日付の文書につきましては、まずは太陽光発電の存在による特別な財政需要があるのか、あるならばそれは事業者が負担すべきものなのかについて説明を求めるものであり、新たな事業者側からの提案というものはございませんでした。

当市からは、令和4年10月11日付文書において、提案がなく非常に残念である旨と、太陽光発電の課税の因果関係に関する質問については、従前の説明の通りであり、地域住民の懸念を払拭し、太陽光発電事業との共存を図るために導入するものであり、その施策に要する費用の全てを事業者に求めているのではなく、過重とならない範囲内においてご負担をお願いし、地域と太陽光発電事業の共存の可能性を拡大していきたいと考えていると回答いたしましたので、その回答書も添付させていただき、負担が過重となるのであれば、条例の範囲内において、税率の変更や上限を考える参考とさせていただくため、資料の提示を求めています。

これを受け、B社からは、令和4年11月11日付文書において、地方財政審議会でのヒアリングの資料の中から、防草防水シートで覆うことはしておらず、保水力は確保している。水防法の改正は林地開発基準や県土保全条例には関係がない。防災に関する行政コスト増を一事業者が負担することについては理論の飛躍であるのご意見があり、地域住民の懸念を払拭するために説明会の開催について言及がございました。パネル税は特定納税義務者の方だけが納税義務者になるわけではないため、防草防水シートにつきましては、一般論ではありましたが、当市からは、令和4年11月22日付け文書におきまして、多くの太陽光発電施設では樹木はなく、除草や草刈りを行っており、保水力や水の出方が変わることで、また、水防法の改正により岡山県から想定雨量が示されていることは事実であり、B社が認識されている地域住民の懸念を払拭するために、市は諸施策を実施するにあたり、その費用の一部をご負担いただくものであり、ご意見をそ

れについて頂戴いたしたいと回答をさせていただきました。

B社からは、令和5年1月5日付文書において、森林の伐採で保水力が低下することは事実であるからこそ、県土保全条例での調整池の設定が定められている基準値以上の調整池を設置しており、災害リスクがあるならば技術的な根拠の提示をいただくべきと回答されており、合わせて、不安や懸念を示している地域の方の特定をするよう求められております。

令和5年3月29日には、B社2名の方が美作市にお越しいただき、対面協議において、他方、A社との協議がどのような状況か、寄附金を否定しているわけではない、説明会について、地域の提示依頼や太陽光発電施設以外の課税の可能性、それ以外にも条例改正の手法などについて多くの意見交換をいたしました。やはり税では受け入れられない、何か違う形で再整理をしていただきたいのご提案でございました。当市としましては、議会で議決いただいた条例であるため、廃案とするには議会に対して納得していただけるだけの理由が必要であることから、まずは廃案以外での歩み寄りを模索することといたしました。

まず当市からは、令和5年4月7日、電話にはなりますが、説明会の希望があれば、会場等を提供させていただいたり、広報等ご協力をさせていただくが、地域の特定は難しいということをお伝えしております。

令和5年7月19日には、美作市の方から3名がB社を訪問させていただき行った対面協議において、B社からは、共存共栄、協力、貢献は大事にしている、太陽光発電は危険だと言われているように感じることから、税率や額よりも根拠とかそちらの方が気になるというお話でございました。一般的な治水対策費用を事業所が負担するつながりについてもわからない。ハード面よりソフト面での地域貢献は考えていきたい、税でない形での協力はできるなどの内容があったため、当市からは、条例内の条文の表現を変更することや、宮城県の再生可能エネルギーへの法定外税についてのご意見などを伺っております。

A社、B社共に寄附金について言及があったため、総務省からの技術的助言もあり、当市では、ひとまず寄附金の控除額について、上限について現行の20パーセントから100パーセントにし、ソフト面での地域貢献も含めた寄附を控除するよう、条例改正案について令和6年5月9日にB社を訪問し協議を行っておりますが、B社からは、そもそも寄附するのは運営を委託されているB株式会社であり、納税義務者は合同会社である、合同会社としては寄附をしないが税法上合同会社の税額から控除するようなことが可能なのかという疑問を提起されました。市からの参加者の中でもその件で協議をいたしました。税法上どうやってもそれは難しいという結論になりました。その際、余剰電力についてお尋ねをし、余剰電力部分を寄附でいただく可能性についても協議をさせていただきましたが、現行のFITの買い取り制度の問題や、高圧から低圧への切り替えの技術的な問題や、蓄電池や自営線においての費用がかなりかかると思われるということで、現実的には厳しいという言及がございまして、進展はいたしませんでした。

ただ、余剰電力の寄附につきましては、その当時の協議ではB社の見解により断

念はしておりますが、現在、技術的な話に限れば、その後の蓄電池の事業の発展や技術的動向の変化などを見れば、可能性を完全に否定してしまうのがいいのかどうかは疑問には思っております。

B社からは、何か新しい協議事項があるかというお問い合わせが、令和7年3月28日にお電話にてありましたが、市からは2年に1度行っております市民アンケートの結果をホームページで公表しており、総務省にも提出していることを伝えた上で、現在のところ市から何か改めて協議事項として提案できるものはないと回答させていただきました。また、その後、新庁舎の移転に伴いまして、令和7年5月にもB社から1名お越しいただいておりますが、その際にも現在のところ本市から新たにご提案できるものはないとお伝えをしております。

以上のように、当市からは条例改正におよぶ協議はさせていただきましたが、市から新たにご提案できるものもなく、両特定納税義務者からは条例の廃止以外は受け入れていただけないような状態であり、地域共生に及ぶ具体的なご提案もなかったため、協議の打ち切りをさせていただきました。

打ち切りに際しては、両特定納税義務者の方に令和7年8月6日付の文書で通知をさせていただいたのち、協議継続の希望の可能性を考え、一定期間待機はしていましたが、特に申し出はなかったため、令和7年8月22日付文書にて総務省へ協議打ち切りを通知させていただきました。以上でございます。

○ 内田委員

1社とは、11回というのはA社、14回はB社を指すということでしょうか。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

A社が14回、B社が11回です。

○ 内田委員

A社が14回、B社が11回ですね。今のやり取りを聞いてますと、文書で出したものを1回、文書で回答があったものを1回と数えて、それも含めて14回と11回と数えてるということでしょうか。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

電話ですとかメールのやり取りも含めてということで報告をさせていただきます。

○ 内田委員

今、日付を入れて文書でとか電話でというやり取りをしていたんですけど、これを足していくとA社は14回、B社は11回ということでしょうか。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

はい。

○ 内田委員

協議を尽くしたという上では、協議の時間を知りたいのですが、対面、ウェブで行った協議の時間は合計どれぐらいになるかというのはわかりませんかでしょうか。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

時間までは記録をしておりませんので、時間はわかりません。

○ 内田委員

面会した時は1時間ぐらいはやってるんでしょうか。それともそうとは限らないんでしょうか。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

そうですね、1時間ぐらいではないかと思いますが。

○ 内田委員

A社とは、この令和4年7月11日と令和6年の7月20日ですか、対面やWEBでやったのはその2回ということですかね。あとは、基本的には文書のやり取り、電話でやり取りということでしょうか。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

そうですね。事務局の方が東京であったりする、遠方ということもありまして、文章がメインにはなっております。コロナ禍であったこともありますが。

○ 内田委員

B社の方は、令和4年7月16日が1番最初で、その後、令和5年3月29日に2人が来庁された。それから、令和5年7月19日に職員3人がB社を訪問した。それから令和6年5月9日にB社を訪問し、それから、令和7年5月にB社から1人来訪された。これは実際に対面もしくはウェブによる協議で、あとは基本的には文書、メール、電話のやり取りということでしょうか。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

はい、以前（資料を）お出ししてるかと思いますが。そのような状態です。

○ 星野委員

それでは、2つ目、質問させていただきます。事業者からは、近隣住民の不安に言及する市に対しまして、本税導入の必要性を裏付ける根拠等について説明

を求めているもの、合理的な回答が得られていないという指摘がございます。市としまして、どのような回答が行われたのでしょうか。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

市民の声を総合するとですが、調整池の調整能力を超えた洪水の増大の可能性、獣害被害など、太陽光パネルで覆われた山地に対する不安の声があり、太陽光パネルが土地の保水力を低下させ、鳥獣の住処を制限していることは事実であることから、住民の不安は単なる懸念ではなく合理的な根拠があるものと考えており、地元行政としてはその不安を払拭する必要があるということは何度も説明をさせていただきました。

また、岡山県における洪水想定が約3倍に拡大されたということで、B社が言われておりました（調整池は）基準値よりも1.8倍の調整池を備えているということでは耐えられない、その不安がより大きくなったものと認識しております。

美作市では、2年に1度、15歳以上の各年代の方の中から無作為に抽出した3,500人の市民の方に対して、暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケートを実施しておりますが、令和6年6月に実施したアンケートの中で、大規模太陽光発電に対する不安についてお尋ねをしましたところ、とても不安と回答があったのが25.1パーセント、不安と回答された方が25.4パーセント、少し不安と回答された方が20.7パーセントと、合計では71.2パーセントの方が大規模太陽光発電に対して何らかの不安があると回答する結果となっております。

先ほども少し話がありましたが、B社からは、県の開発基準値である降雨想定（地元との協議による）1.5倍の調整池の設置基準に対して1.8倍の調整池を設置し、十分な防災対策を取っていると主張されております。当市としましてもそれは重々理解しておりますが、平成27年の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定の前提となる雨量が、従前の河川整備の基本となる計画降雨から、想定し得る最大規模の雨量、降雨に変更となり、平成30年3月16日に岡山県公告として示された吉野川流域の24時間総雨量が601ミリとされ、岡山県の開発許可の前提となった想定日雨量206ミリと比較しますと、1.8倍の調整池を設置したとしても十分ではないと判断しております。

その旨を伝えておりますが、B社からは、岡山県にも確認はしているが、特に対策は不要であると回答を得ているとされており、1,000年に1度程度の想定に対しては、世の中何も建造物はそんなことを考えていると建てられないと主張され、この点につきましても市としては放っておくことはできないのでご協力をいただきたいとお願いをしておりますが、ご理解はいただくに至っておりません。

なお、昨今の気象状況では1,000年に1度程度の想定とは言い難く、水防法改正の基準とされた昭和51年9月11日香川県小豆島で観測されました1日の雨量790ミリがベースになっていることを考えれば、わずか50年ほど前に実際に降った雨量であり、合わせて、令和5年8月15日には岡山県で初めて線状降

水帯が確認され、1日の降雨量が、岡山県鏡野町、美作市から比較的近いところ
でございますが、こちらで540.5ミリ、美作市近郊の鳥取県佐治で515ミリ、ま
た、美作市付近では1時間に100ミリという猛烈な雨が降ったとみられており、
記録的短時間大雨情報が発表されるなど、現実的な数字となっております。

また、本市では、市民1人が犠牲となりました平成21年8月9日から10日
にかけて降り続いた雨による台風9号の豪雨災害において、河川氾濫による大
規模浸水被害が多数発生し、市民にとっては忘れられない災害として記憶され
ております。その中で、中心地が大規模浸水した美作市作東地域において、この
河川の上流部に国内最大級のメガソーラーが建設されたことから、昨今の予想
困難な異常気象の多発も相まって、太陽光発電施設が災害の巨大化を誘発する
のではないかとといった流域住民の懸念の声が上がり、市民、事業者、行政でこれ
らの懸念を払拭すべく、美作市事業用発電パネル税条例を創設しております。

市からは、先ほども述べたとおり、B社へは、保水力や下流域への水の出方が
変わること、県が水防法改正による新たな想定降雨量を示しているのは事実で
あり、こうしたことにより地域住民の不安や懸念の高まりを意識して住民説明
会を開催されるならば、行政としてはこの懸念を払拭するため諸施策を実施し
ていくと伝え、見解を聞かせていただきたいとお伝えをいたしました。

B社から、保水力低下が生ずるための備えとして県土保全条例での調整池の
設置が定められているとされ、技術的な根拠の提示をいただくべきものと主張
されており、説明会を実施したいので、不安や懸念も示されている地域を指導い
ただきたいとのことでございましたが、市としては、先ほどのアンケートにもあ
りましたように、不安、懸念を抱いている市民の方は広範囲にわたると思われま
すので、地域を特定せず、市全体での説明会を提案させていただきましたが、
B社からは、それでは的が外れるというご意見でございました。

なお、改めてお伝えいたしますが、太陽光発電は日本の全体問題として考えて
いいものだと思っております。国として進めるべき太陽光発電については、住民
の方々からの理解が得られているかどうかというところが大事かと思いますが、
それについては疑問があり、住民の方々からの理解が得られるということは、今
後の脱炭素社会を作る上でもとても重要な要素だと考えております。その観点
から、住民の方々が進めている防災上の重要な施策に対して太陽光発電事業が
貢献しているんだということを示すことが、市としては太陽光発電との共存の
道であると考えております。以上でございます。

○ 古谷委員

3点目にご質問させていただきます。これまでのご答弁の中でも、事業者に対
して、市全体で住民に説明会を行ってほしい、このうち7割の方がご不安に思っ
ているのでというようなお話がありましたけれども、具体的に、事業者の行った
近隣住民の不安払拭に向けて行った取り組みについて、十分でない判断され
る理由についてお教えてください。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

先ほどの回答と重なるところがございますが、岡山県の開発許可の前提とした想定降雨量の206ミリに対しまして、見直された吉野川流域の24時間総雨量というのが約3倍の601ミリとされたことから、1.8倍の調整池を設置したとしても十分ではないと判断しております。

令和5年8月に岡山県で初めて確認された線状降水帯による降雨量を見ても、変更となった601ミリについては、1,000年に1度なのではなく、すでに起きつつある現実的な数字であり、美作市としても、いつどこでこういう状態が、こういう雨が降るかわからない状態になっております。太陽光発電においては、広域な敷地にパネルを設置しなくては発電できないという特性上、降雨時の雨水排水に際しては、地下に浸透することなく下流域に流れ出ると考えられます。また、太陽光発電用地の増加により野生動物の生息域が失われていることも明らかであるため、市からは、令和4年10月10日付の文書で通知しましたように、従前から重ねて説明しているとおりであり、パネル税については、地域住民の懸念を払拭し、太陽光発電事業との共存を図るために導入するものであり、費用の全てを太陽光発電事業者に求めるものではなく、過重とならない範囲内においてお願いをし、共存の可能性を拡大していきたい旨を伝えております。以上です。

○ 古谷委員

太陽光パネルと共存していくって、住民の不安を払拭して共存パネルと地域住民を共存させていくっていうことはいいと思うが、この事業者さんたちに地域住民の不安払拭に向けてどういったことをしていただきたいと思っていて、どういったことが不十分と思われるのでしょうか。

○ 美作市 萩原市長

はい。事業者の方々は、今まで慣例に従って設置されたパネルのある地域及びその隣接地域に対して、いろんな施策をしていただいている、その点については評価できると考えてるんですが、その下流域にも、総降雨量の想定の変化の影響が及ぶものですから、その面的に対象になっているエリアが足りないというのが一番大きなポイントであろうという風に思っております。また、市全体が様々な意味で太陽光パネルに対して不安を持っている中で、私どもからして、市民の方々に対して、いやいや、あの方々には市の安全のために様々なことを実施できる資金を提供してくれてるんですよというような説明ができる状況を作っていれば大変ありがたいとは思っておりますが、いまだそういう形にはなっていないということでもあります。いずれにしても、何度も申し上げますが、我々としては、地域社会といわゆる再生可能エネルギーの筆頭である太陽光発電が共存してほしいという思いが非常に強いんだということを重ねて申し上げます。

○ 西野委員

寄附金と税の関係につきましては、先ほど来ご説明があったので確認だけさせていただきます。A社さんにつきましては、20パーセントと100パーセントに、率直に言うと金額で隔たりがある。B社さんについては、その支払い主体が合同会社なのか株式会社なのか、親子関係にある会社のところで隔たりがあると、そういう認識でよろしいでしょうか。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

A社の方からご提案いただいた金額ではなかなか財政需要に対応して事業ができませんので、それではちょっと難しいというところでして、B社におかれましては、そもそも寄附をする会社と納税義務を負う会社が違うのに、条例内において税額を控除していくというのは難しいという判断をさせていただきました。

○ 西野委員

わかりました。それでは、今お話のあった財政需要についてなんですけども、協議開始から4年がもうすでに経っておるわけなんですけども、美作市が必要としている財政需要について変化があるのか、あるとすればどういう風に変化があるのか、またこれまでの間その財政需要は常にあったと思いますけれども、それに対してどういう手当てをしてきたのかということについてお伺いしたいと思います。

○ 美作市 梅澤市民生活部長

はい。当市の財政需要についてなんですけども、主には防災対策が中心となっております。防災対策として早急に対処すべき事業においては、すでに一部で実施しております。特定納税義務者の方からは、事業を実施するに当たり、防災対策をしている自分たちがなぜ新たに市が実施する防災対策の費用負担をすることになるのかと反発をされてはおりますが、結局双方の主張は平行線のままになっておりまして、なお、先行して行っております事業に要する費用につきましては、一部では一般財源を充当し、市の方で負担をしております。事業用発電パネル税が施行されるまでは、引き続き今後も一般財源で賄われていきます。

○ 西野委員

一般財源で充当されるっていうのはわかるんですけど、財政需要そのものについてですね、先ほどからご説明の調整池、それから獣害被害以外にどの程度あるのかっていうのは、お示しすることは可能でしょうか。

○ 美作市 萩原市長

本税を企画立案した際に、その当時における財政需要を一覧表にしておきました。これについては、総務省にも提示をさせていただいておりますが、あえてそのことから出発すれば、皆さんご存じのように、近年のいわゆる諸物価の高騰

あるいは労働力の不足と、そういう状況の中で、大変残念なことではございますけれども、財政需要について増嵩が懸念をされているという状況でございます。また、財政需要の中には、工事費だけではなくて排水ポンプその他の電気によって動く部分もございまして、これらにつきましては、やっぱり燃料代、エネルギーコストの増大というところで運転経費についてもちょっと増嵩気味かなということございまして、当初お示しをした数年前のものから膨らんでいるのが現状かという風に思っております。

また、獣害につきましては、これ年によって若干の変動がございまして、例えばそのイノシシについて言うと、実際に申し上げますと、このところやや下火になっている。その背景は、豚熱の発生によってイノシシの数が減少気味で推移してはいるけれども、シカについてはかなり広範に拡大をしている。

加えてですね、これ太陽光パネル発電とは全く関係ないと私は思うんですけども、クマの被害に対する恐れが非常に大きくなりつつあるというところはお指摘をしておきたいという風に思っています。

以上、お尋ねの中心点に当たったかどうかは別として、お答えさせていただきます。

○ 小西会長

では、美作市への質問としては、これで最後の質問ということになります。

この後、特定納税義務者の方々からご意見を伺いまして、最後にもう一度言い残されたことについて、お尋ねする機会はあると思うんですが、今の時点でですね、美作市のお考えと、特定納税義務者のその協議を継続するか打ち切るかということについても大きく意見の対立がしているという状況でございまして、今の時点でご意思の確認という意味で質問させていただきますけれども、美作市として協議を終結したいという従前のお考えに変更はないかどうか、お教えいただければと思います。

○ 美作市 萩原市長

ざっくり申し上げますと、今までのような状況が継続するのであれば、協議の意味がないので終結になるだろうというふうに思っていることに変わりはありません。つまり、税はそもそもダメなんだという原点に戻った話を伺う中で、税の協議をするというのは若干無理がございまして、その他の方法を織り交ぜながらなんとか合意ができるような話が、例えば今日仮にここであるのであれば、それはまた協議をせざるを得ないと思いますけれども、今までと同様の答えのままであるとすれば協議の意味がないということになるのではないかと。残念ながら協議の打ち切りをお願いせざるを得ない状況になる、そのような考え方を持っておりますので、お答えとさせていただきます。

○ 小西会長

はい、ありがとうございます。仮に今までと違ったアプローチで実質的に協議

が進むというようなことになれば、それはまた別の問題であるとおっしゃっていただいたと理解してよろしいでしょうか。

○ 美作市 萩原市長

はい。

○ 小西会長

はい。それでは、続いてですね、特定納税義務者の皆様への質問をさせていただきます。

パシフィコ・エナジー美作武蔵合同会社とパシフィコ・エナジー作東合同会社は、おそらく、お一方で、ということだと思います。それから、英田光メガソーラー発電合同会社様にも、それぞれご質問させていただきたいと思います。

○ 内田委員

質問させていただきます。

まず1点目ですが、今の美作市さんの方から、かなり詳細な文書のやり取りとかありましたけども、美作市さんの説明で、基本的に事実関係として、協議内容と言いますか主張のやり取りに関しては良いということでもいいですか。それとも、何か付け加えることがあるかということをおっしゃっていただけますか。

○ パシフィコ・エナジー株式会社 小菅部門長

はい。では、事業者としての認識を申し上げます。

ちょっと当初質問いただいた際に美作市が、1社は11回、もう1社は14回にわたり協議を行ったとされていたのは、その回数ほどの回数を指しているのか事業者側には明確ではなかったということですが、その上で弊社としての認識を申し上げますと、美作市パネル税について実質的な内容に踏み込んだ議論が行われたのは、2022年7月と2023年3月の会議の2回です。この2回を除けば、この期間ですね、2022年7月から2023年3月にかけて、双方3回ずつの書面のやりとりはありましたが、これらは主として弊社から事実関係の説明や確認を求めたものであり、美作市からは施設の実情や事実関係に踏み込んだご説明や認識のすり合わせは行われませんでした。

また、2023年3月以降は協議の打診自体がなくなり、市からの書面としては昨年8月の協議を打ち切る旨の通知以外は受領しておりません。対面でお会いした機会も、年1回程度のご挨拶を目的とした場に限られ、内容的な議論には至っておりません。その他は事務連絡としてのお電話があるばかりです。

以上を踏まえますと、美作市パネル税について、弊社が市と内容にわたる議論を行った時間は、多く見積もって合計で5時間に満たないと認識しております。さらに、これらの会議や書面のやり取りにおいても、美作市からは、課税の根拠となる事実関係について共通理解を形成しようとする姿勢は見られず、「既に説

明済みである」、「市議会で承認済みであり、議論しても仕方がない」といった趣旨の回答に終始しておりました。このような経緯から、弊社としては、美作市との間で十分な議論が尽くされたとは認識しておらず、そもそも実質的な協議が行われたとは言い難い状況であると考えております。

○ 内田委員

英田光さんはいかがでしょう。

○ 株式会社日本エネライズ 椎野課長

英田光の方としましては、協議回数は当社としては合計 8 回だったと認識しております。会議室での面談会議が 1 回、ウェブ会議が 1 回、文書による意見交換が 5 回で、副市長様が交代されるということで東京に挨拶に来ていただいた際の面談が 1 回の合計 8 回でございます。なお、文書による交換は、意見が往復して 1 回というようにカウントしております。2022 年 6 月の協議開始以降、最初の 1 年は活発な協議がされましたが、徐々にその頻度は減っていきました。最後に実施された協議は、2024 年 5 月のウェブ会議でした。その後、協議が続くものだと思って連絡をお待ちしておりましたが、1 年 3 ヶ月一切連絡がなかった期間を経て、2025 年 8 月に協議終結のご連絡をいただきました。十分な協議が尽くされたとは認識しておりません。以上です。

○ 内田委員

はい、わかりました。

○ 星野委員

事業者からは近隣住民の不安に言及する市に対して本税導入を裏付ける根拠等に説明を求めているものの、合理的な回答が得られていないというご指摘がございます。事業者としては、どういった点が合理的ではないと捉えていらっしゃるのか。パシフィコ・エナジー様、英田光様の順にお伺いします。

○ パシフィコ・エナジー株式会社 小菅部門長

はい、ありがとうございます。

建設開始前には、住民の不安の声を聞きました。その不安や懸念を払拭するため、約 20 億円の追加費用を投じ、県基準の 1.8 倍に相当する防災調整池を設置しました。また、事業終了後の撤去費用につきましても、美作市の管理のもとで計画的な積み立てを行ってきました。これらの対応を踏まえ、自治会のみならず、美作市からの同意を得た上で、本事業の建設を実施しております。

こうした経緯から、当社としては、周辺住民の不安や懸念には適切に対応してきたものと考えております。一方で、美作市に対しては、具体的にどの地域、どの住民から不安が示されているのかについて、これまで繰り返し確認を求めてきましたが、現時点において明確な回答は得られておりません。そのため、美作

市がパネル税の根拠としてあげる財政支出について、当社事業との因果関係やその責任が当社に帰属するとする合理的な根拠は示されていない状況です。

以上です。

○ 株式会社日本エネライズ 椎野課長

はい。英田光の回答です。

美作市が主張されているパネル税導入の根拠自体が合理的ではないと考えております。美作市は、本税導入の根拠として、自然災害に対する住民の不安に言及されていますが、太陽光発電施設と近年の自然災害の因果関係を示す客観的根拠はご提示いただいておりますが、太陽光発電施設のみに絞って税を課すべき理由、具体的な根拠の説明が不十分であると考えております。

また、住民の不安についても、その存在と内容について事業者が納得できるような説明を美作市よりいただいております。当社は、本事業着手にあたっては、住民の不安払拭に向け真摯に取り組み、その結果として、近隣住民から不安の声、苦情等はほとんど受けたことがございません。

それにもかかわらず、漠然とした住民の不安をことさらに強調する市の主張は、現在ほとんど存在しない住民の不安を市が率先して増幅させるような効果となっていないかという懸念を抱いております。

以上です。

○ 古谷委員

ただいまのご説明の中でも、地元住民の方にご説明をされたこと、建設前なんですかね、というお話がありますけれども、具体的に建設前にどのようなことをやったのか。それとまた、建設後も何かされているようであれば、その住民不安払拭の取り組みについてお話いただけますでしょうか。パシフィコ・エナジーさん、英田光さんの順でよろしく願いいたします。

○ パシフィコ・エナジー株式会社 小菅部門長

はい、ありがとうございます。

事業者としてのこれまでの取り組みですが、建設前におきましては、50回を超えます住民説明会を実施しまして、各地域の住民の方々の意見を集約してまいりました。その中であがった洪水の懸念に対応するため、20億円を超える追加費用をかけ、県基準の1.8倍の防災調整池を設置し、市の施設よりも安全な施設を建設しました。また、事業終了後の撤去の不安を払拭するため、毎年、撤去費用を美作市が管理する口座へ積み立てをしております。

また、自然環境につきましては、大きなエリアを除外し、自然林を保全しております。さらに、自治会と合意の上で獣害フェンスを設置し、地元猟友会とも連携して地域課題の対応を行っております。

また、運転開始後もですね、現状に至っても、地域行事への協賛などを通じ、住民の皆様と直接対話できる関係作りを継続しております。

このように、事業者としては、計画段階から現在に至るまで、近隣住民の不安払拭に向けた具体的な取り組みを継続して行ってきたと認識しております。

以上です。

○ 株式会社日本エネライズ 椎野課長

英田光の回答です。

英田光の方では、工事着工前には3回の近隣説明会を実施し、近隣の区長をはじめ住民の皆様に対して直接に計画説明、質疑応答を実施しております。

また、近隣説明会での議論を踏まえた協定書を近隣の六つの自治区と一つの水利組合と締結し、以降現在までその内容を遵守しております。具体的には、発電所の建設・維持管理工事の地元企業への優先的な発注、毎年自治会費の支払い、近隣の農業用水設備改修工事、近隣の農業用ため池周辺の定期的な草刈り等の実施を協定書に定めており、現在も継続して実施しております。その結果、近隣の皆さまより苦情等を受けることは2021年の発電所運転開始以降ほとんどありませんでした。事業者としては、近隣の皆さまの不安払拭は十分に達成できていると認識しております。

また、地元への貢献や地元の産業振興への協力はこれまでも充分実施しており、地元の皆さまにもご理解いただけているものと認識しております。

以上です。

○ 小西会長

では、私の方から質問させていただきます。お示ししています質問内容としては、これ以上の歩み寄りの余地というふうにあります。多少表現が足りないところがありますので、少し補足して質問させていただきますけれども、本日、我々も一緒に聞かせていただいたように、美作市様のご意見というのは、協議を打ち切りたいというようなことではありますが、最後のところで実質的に協議の内容が進むということならば、それはまた別の協議を継続するという可能性もあると、少しそこは示唆をいただいたというところがございます。そのご意見も踏まえて、今後、課税を受け入れるというようなこと、こういうことなら課税を受け入れられるということ様々あり得るとも考えられますので、今後この件について、歩み寄りとはここでは書かせていただいておりますけれども、今後の考え方について柔軟に受け止める余地があるかあるかどうかについて、確認をさせていただきたいと思っております。パシフィコ・エナジー様、英田光様の順でよろしくお願いたします。

○ パシフィコ・エナジー株式会社 小菅部門長

弊社としましては、歩み寄りそのものを否定しているわけではございません。しかし、歩み寄りを行う以前にまずは事実関係が正確に共有されることが不可欠であると考えております。現時点では本税の導入を根拠付ける具体的な事実、すなわち、弊社の施設によって実際にどのような財政事実、負担が生じたのか、

またそれが本税とどのように結びつくのかといった点が十分に明らかにされていないと認識しています。事実に基づいた整理がされないままでは、何が争点なのか事態が明確にならず、その結果として歩み寄りの余地を検討することもできません。結果として、まず、本税を根拠づける事実関係について具体的な説明がなされ、その上で初めて協議や歩み寄りの可能性を検討できる段階に進むものと考えています。

○ 株式会社日本エネライズ 椎野課長

英田光の回答です。従前同様に双方が自分の主張を繰り返すのみの協議では歩み寄り難しいと考えますが、双方が代替案を出し合って着地点を探すような議論が可能であれば、まだ歩み寄りの余地は残されていると考えております。以上です。

○ 西野委員

今、ご説明いただいたように、その話し合いのチャンスといたしますか、余地はあるというふうに考えていますが、一方ですね、その話し合いが不調に終わった場合、本当に仮にですけども、仮に本税が導入されるということが決定された場合、事業者さんとしては、どのように対応されるつもりがあるのかなということも含めてですねお聞かせ願えればと思います。

○ パシフィコ・エナジー株式会社 小菅部門長

仮にこのような状況下で同意を前提とした対応を求められるのであれば、事業者としてはやむを得ず司法の場において救済を求めることも検討せざるを得ないと考えております。

○ 株式会社日本エネライズ 椎野課長

英田光です。現時点で対応方針は未定ですが、本税に抗議する機会が得られるのであれば引き続き条例の撤廃を訴える活動を続けていきたいと考えています。

○ 小西会長

はい、ありがとうございました。我々が予定しておりました質問は以上でございます。最後にですね、これまでご説明いただきました内容以外にこの場で説明しておきたい、あるいは我々に伝えていただきたいような内容がございましたら、お聞かせいただきたいと思いますので、美作市様からまず、その後パシフィコ・エナジー様、それから英田光様の順でそれぞれご意見ご発言を承りたいと思います。美作市様、どうぞよろしく申し上げます。

○ 美作市 萩原市長

はい。1点だけ申し上げますと、先ほどの話ですと事業実施前までいろんなことをパシフィコ・エナジーさんがやってきて非常にいい関係があった、例えば定

期の積立をやったという話がありました。実はそのことはパシフィコさんと美作市の協定書が平成28年の12月26日に締結されているんですけども、その辺りまでは全くその通りであります。全くパシフィコさんのおっしゃる通りなんですけれども、次の事実について全く何度言ってもご理解いただけないのが1点だけあって、それは何かというと、平成30年の3月16日に岡山県告示が変わって、想定降雨量が3倍になった。そこを常に無視をしておられるところに、その何と言うのかな、合理的説明をこちらから見ると、理解していただけないところがあるのかなというところで、その県の想定が変わったということを一度お認めいただく必要があるのかなということを強く感じさせていただいたというところであります。そこがないと協議が進まないんじゃないかと思うんです。我々もそれ以前のパシフィコさんの対応について不満があったわけではないのであるけれども、県の洪水想定が変わったことで、随分状況が変わったんだということについて全くご理解されていないというところに大変残念な問題があって、そこを協議開始するのであれば、出発点として状況はパシフィコさんの今のご説明じゃなくて、601ミリからスタートしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○ 小西会長

はい。ではパシフィコ・エナジー様お願いします。

○ パシフィコ・エナジー株式会社 小菅部門長

ありがとうございます。ちょっと過去、直近のお話をさせていただきますとおっしゃる通り、天候も変わってきていて、直近ですと、2022年に台風11号、14号がですね、発電所エリアには豪雨がございました。その際も我々は非常に気にはしておりますし、調整池の水位を確認しています。その時もですね、調整池大きいものが多数ありますが、いずれも水位が半分程度しか上昇しておらず、まだまだ余裕があったという状況がございます。ちょっとじゃあ何ミリで、あと何メートルが許容可能かというのは今手元に資料がございませんが、直近の状況、特殊な段階でも、それだけ十分余裕があることは確認しております。

調整池につきましては、地元の方々のご要望に応じて、年に1回の見学会を開催させていただいております。見ていただき、整備していることをご確認いただいているという理解でございます。

○ 株式会社日本エネライズ 椎野課長

英田光からの回答です。

先週実施された衆議院選挙の自民党の公約の中に、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら導入を進めるとの記載があります。適正な再エネ電源の導入と維持が引き続き国の重要な経済政策の一つであることは明らかです。地元貢献にも注力し、適正な運用を続けている当社の太陽光発電事業

は、微力ながら再生可能エネルギーの主力電源化の一翼を担っていると自負しております。

地域との共生を図り、適正な運用を行っている太陽光発電事業者にも過重な税負担を課し、事業継続への意欲・追加投資の意欲を減退させるパネル税導入は明らかに国の経済政策に照らして適当ではないと考えます。

○ SKOS 株式会社 小井戸常務取締役

そもそも、大規模な太陽光の発電所を作るときは、地元の方のご理解がないと絶対にうまくいかないのが基本的な地元の方々や自治会からどのように理解を得るかを一番重要視しているところなので、林地開発許可などの許認可で技術基準も開示されていますし、そこでの不安というのは払拭はされているとは思っています。よく巷で『太陽光』に対する不安というのを言うんですけども、そもそも我々のような大規模な施設というのは、技術的にも景観的にも基準が厳しいですし、そこはやっぱりクリアしなくてははいけない。周辺の方の目も厳しいですし、そこはクリアすることが前提でやっているんですね。むしろもっと規模の小さい発電施設の方が規則が緩いのか、脱法的なことが行われて、あとから問題になっているというようなことだと思うので、そこは大規模だから危険だとか、そういった誤った認識が広まることに関しては、非常に懸念を感じています。

○ 株式会社日本エネライズ 椎野課長

当社は本税について地方税法第 733 条第 1 項に定めた総務大臣同意の三要件に照らして認められないものと、当初より主張してきました。皆さまに適正なご判断をいただくことを強く願っております。

○ 小西会長

ありがとうございます。美作市様何かありますか。

○ 美作市 萩原市長

もう 1 点あるんですけども、英田光様のおっしゃるように、我々も地域との共生を図りながら、脱炭素エネルギーの拡大を求めている、その中におります。一緒の気持ちであります。一点だけ違うのが、地域の範囲の捉え方が事業者の方々は狭いかもしれないなと思います。

隣接の地域、自治会という言葉もありますけれども、それに対する目配せは十分にやっただいていると思っていますが、流域を捉えた考え方というのが、ちょっと後退しているのかなという気がいたします。

特にパシフィコ・エナジーとの関係で申し上げますれば、かつて私どもは近隣だけではなくて、下流の水害問題についても、当時の社長さんと議論をして、それは理解をしたと、したがってその工事をするのであれば、パシフィコ・エナジー社としての応分の負担をする覚悟はあるという覚書を頂戴している。その

当時は影響範囲をもう少し広く考えていらっしやった。その証拠もございます。それが先ほどから聞いていると近隣というのが言葉として出るように、隣接する、あるいは当該立地区域だけに議論を絞ろうとしているところが、住民との共存共栄という観点から随分問題がある、後退をしている、あるいは日本の今置かれている流れと逆方向に行ってらっしやる可能性を強く懸念するところがあるので発言をさせていただきました。

○ 小西会長

はい。わかりました。ありがとうございます。今、いろいろご意見いただいたわけですが、今回、最後の論点も含めまして、充分にご準備をいただけなかった等の理由で、ご説明がいただけていない部分がありましたら、別途、事務局まで文章にてご回答いただけましたら、それは十分に尊重させていただきますので、そのように言っていただければと思います。

それでは、これで終了をさせていただきます。本日はお忙しいところご協力いただきましてありがとうございました。